

強度行動障害支援者養成研修に係る従事要件・加算（主なもののみ）

※全ての加算、要件等を記載しているわけではありません。
 ※詳細は、必ず厚生労働省令・告示・通知等をご確認ください。

サービス名称	加算名称	条件等	研修要件（いずれかの修了）					その他要件等	経過措置（平成29年度まで）	経過措置の延期	30年度報酬改定	
			強度行動障害支援者養成研修	行動支援従事者養成研修	重度訪問介護従業者養成研修※1	介護職員等による喀痰吸引等研修						
			1号	2号	3号							
従事要件	行動支援	—	基礎＋実践	○				実務経験 ※2 ・サービス提供責任者：3年 ・従業者：1年	サービス提供責任者：平成30年3月31日までの間は、居宅介護従事者の要件を満たす者については、5年以上の実務経験（※2）を有することで足りる。 従事者：平成30年3月31日までの間は、居宅介護従事者の要件を満たす者であって、実務経験（※2）2年以上有する者の場合、当該基準に適合する者とみなす。	有	平成30年3月31日までとしていた経過措置について、令和3年3月31日まで延長する。	
加算	施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）	体制の評価	基礎＋実践	○			支援計画シート等を作成 ※強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。	平成27年3月31日において、重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、左記研修修了者が配置されない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は加算の対象とする。	有	平成30年3月31日までとしていた経過措置について、平成31年3月31日まで延長する。	
		個別の支援 ※体制の評価が算定されている場合に限る	基礎	○	○			指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員基準に加えて、左記研修修了者を配置。実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を実施（施設入所支援の時間帯に4時間程度従事）した場合、左記研修修了者1人につき当該利用者5人まで算定できる。	平成27年3月31日において、重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、左記研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は加算の対象とする。	有		
	宿泊型自立訓練	強度行動障害者地域移行特別加算		基礎＋実践	○			障害者・児入所施設に1年以上入所していた強度行動障害者のうち退所してから1年以内の者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うものであること等。	—	—	H30新設	
	生活介護 ※障害者支援施設が行うものを除く	重度障害者支援加算	体制の評価	基礎＋実践	○			支援計画シート等を作成 ※強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。	—	—	—	H30新設
			個別の支援	基礎	○	○			実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して支援を実施（生活介護従事者として4時間程度従事）した場合、左記研修修了者1人につき当該利用者5人まで算定できる。	—	—	
	短期入所	重度障害者支援加算		基礎	○	○		重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所で、強度行動障害を有する者に対して、左記研修修了者が支援を行った日は、さらに1日につき10単位を算定可能とする。	—	—	—	
	共同生活援助	重度障害者支援加算	サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上	基礎＋実践	○	○		重度障害者等包括支援の対象となる利用者に指定共同生活援助を行った場合に算定。 常動換算の方法で、指定障がい福祉サービス基準上の共同生活援助の生活支援員の員数に加えて、上記対象者の支援のために必要となる生活支援員を加配。	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降は、要件を満たすものとする。	有	平成30年3月31日までとしていた経過措置について、平成31年3月31日まで延長する。	
			生活支援員のうち20%以上	基礎	○	○	○	○	実地研修又は行動支援従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障がい有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、生活支援員のうち10%以上が左記研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他10%以上の左記研修のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は研修修了要件を満たすものとする。 ※実人数で算出	有	平成30年3月31日までとしていた経過措置について、平成31年3月31日まで延長する。
		強度行動障害者地域移行特別加算		基礎＋実践	○			障害者・児入所施設に1年以上入所していた強度行動障害者のうち退所してから1年以内の者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うものであること等。	—	—	H30新設	
	重度障害者等包括支援	強度行動障害者地域移行特別加算		基礎＋実践	○			障害者・児入所施設に1年以上入所していた強度行動障害者のうち退所してから1年以内の者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うものであること等。	—	—	H30新設	
児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等配置加算		基礎	○	○		児童発達支援センター以外で行う重心児を除く障害児に対して児童発達支援を行う場合に算定。 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、1以上が児童指導員、保育士又は左記研修修了者であること。	—	—	—		
	強度行動障害児支援加算		基礎	○			左記研修修了者が強度行動障害を有している障害児に対して支援を行うこと。	—	—	H30新設		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	重度障害児支援加算		基礎＋実践	○			重度障害児支援加算を算定していること。 左記研修修了者を1人以上配置し、その者が支援計画シートを作成していること。	—	—	—		
			基礎	○	○		支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が当該加算対象の入所児童に対して支援を実施していること。	—	—	—		
福祉型障害児入所施設	強度行動障害児特別支援加算		基礎＋実践	○			左記研修修了者を1人以上配置し、その者が支援計画シート等の作成等作成し、職員配置基準等を満たす必要がある。	従来に強度行動障害特別支援加算を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、左記研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については、加算の対象とする。	有	平成30年3月31日までとしていた経過措置について、平成31年3月31日まで延長する。		
			基礎	○	○		支援計画シート等に基づき、左記研修修了者が当該加算対象の入所児童に対して支援を実施していること。	—	—	有		
計画相談支援 障害児相談支援	行動障害支援体制加算		基礎＋実践	○			相談支援専門員が修了者であること。 配置している旨を公表していること。	—	—	—	H30新設	

※1 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

※2 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に従事した経験を指す。